社会福祉法人杉沢の虹役員等の報酬に関する規程

（目的）

第一条　この規程は、社会福祉法人杉沢の虹の法人業務に伴う役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬について定める。

（役員等報酬）

第二条　当法人の役員等は無報酬とする。

2 当法人の役員等には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

（業務の種類）

第三条　費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

(1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席

(2) 監事による定期又は臨時監査

(3) 役員研修会への参加及び事務打合せ

(4) その他理事長が必要と認めた業務

（費用弁償）

第四条　前条の(1)(2)の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

2 前条の(3)(4)の場合は、費用弁償として「杉沢保育園旅費規程」を準用する。

	4時間未満	4時間以上
① 見附市に居住する者	2，000円	4，000円
② ①以外の地域に居住する者	3，000円	5，000円

（重複支給の禁止）

第五条　施設職員であって法人役員を兼務するものについては、この規程は適用しない。

（費用の支払い方法）

第六条　役員の費用弁償及び旅費の支給方法については、年度末に一括支払いとする。

附則

この規程は、平成29年1月25日から適用する。

この規程は、令和6年4月1日から適用する。